はじめに

平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、大津波により沿岸地域では壊滅的な被害が発生した。石油コンビナートにおいても、大規模な火災が発生するなど大きな被害が生じ、津波の威力のすさまじさを改めて認識させられた。

大阪府石油コンビナート等防災本部では、東日本大震災の発生を受け、津波高さを暫定的に従来の２倍と想定し、平成24年３月「大阪府石油コンビナート等防災計画」を改訂した。この想定では、府内全ての石油コンビナート等特別防災区域において津波による浸水が発生する。このため、大阪府では、特別防災区域内における各民間事業者の津波避難計画作成の支援に向け、新たに府内全ての特別防災区域を対象にした計画作成のための津波避難計画作成指針をとりまとめ、周知を図った。

このたび、平成25年８月に南海トラフ巨大地震を想定した科学的な知見に基づく新たな津波浸水想定等が確定した。それを受け、特別防災区域における被害想定やその対策を「地震・津波被害想定等検討部会」の審議を経て見直し、平成26年３月に「大阪府石油コンビナート等防災計画」の改訂を行ったところである。

　本指針では、特別防災区域内に立地する全ての事業所を対象とし、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間について、従業員をはじめ事業所内のすべての人が安全に避難するために実施すべき内容について定めている。

　事業者においては、自ら作成した津波避難計画に基づき定期的に避難訓練等を行うとともに、結果を検証し、その内容について適宜見直しを行っていくことが望ましい。